

県営住宅入居募集のお知らせ

1 募集団地の概要

市町村	団地名	所在地	間取り (※1)	構 造 階 数	建設 年度	募集 戸数	住 戸 面 積	家 賃(円)(※2)			単身 入居
								世 帯 月 収(円)(※3)			
								第1階層	第4階層	第6階層	
上松町	ねざめ	大字上松 1770-12	2DKY	耐火 4 階	H13 ～ H15	1	59.4 m ²	18,300	27,300	36,000	○
			3DKY			1	69.3 m ²	21,400	31,800	42,000	×
			1DKY			1	59.7 m ²	18,600	27,600	36,400	身○ (※4)
			2DKY			2	69.3 m ²	21,500	32,100	42,300	身○ (※4)

※1 【間取り説明】 数字:部屋数 DK:ダイニングキッチン Y:浴室(浴槽有)

※2 ※3【家賃】は【世帯月収】により8階層に分かれています。表に記載の家賃は令和8年度の3階層分をお示ししています。なお、家賃額は年度によって変動しますので概ねの金額としてご覧ください。

※4 身○については、歩行困難者・身体障がい者向け住戸であり、別途入居要件があります。

※5 表に記載のほか、位置図、配置、外観、間取りは県HP(下記 URL)で確認できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jutaku/kurashi/sumai/kene/joho/kiso/index.html>

2 入居申込みの条件（※法改正等により変更になる可能性があります）

県営住宅の入居申込みには、以下の条件をすべて満たしている必要があります。

(1) 住宅に困っていることが明らかである方。(他の公営住宅入居者や持家がある方は原則不可)

(2) 同居する親族がある方。(または、入居許可時点から3ヶ月以内に結婚予定の方。)

なお、2DKY 以下の部屋は、単身での申込みが可能な場合があります。

(3) 暴力団員でない方。

(4) 次の計算による「世帯月収」が158,000円以下であること。(老人世帯、障がい者の方がいる世帯、中学生以下の方がいる世帯、戦傷病者や引揚者がいる世帯等は裁量階層となり、214,000円以下)

※3「世帯月収」の計算方法

【世帯全員の所得(①)合計()円－扶養人数(②)()人×38万円－各種控除(③)】

÷12ヶ月 ≤158,000円 (214,000円)

① 所得:所得扶養証明書の「所得金額」又は 源泉徴収票の「給与所得控除後の額」

昨年中の所得が基準になりますが、直近に仕事を転職・就職・休職・復職・退職された方は現在の収入により計算しますので、お問い合わせ願います。

② 扶養人数:同居人数(名義人を除く。)+同居外扶養者数

③ 各種控除:老人扶養・障がい者・特定扶養・寡婦・ひとり親等の控除。(医療控除・保険控除等は含みません。)

老人扶養:10万円/人 障がい者:27万円/人 特別障がい者:40万円/人 特定扶養:25万円/人
寡婦:27万円 ひとり親35万円 他

3 申込みについて

受付期間： 随時 （土日祝祭日を除く）

受付場所： 木曽建設事務所整備・建築課（木曽合同庁舎5階）

受付時間： 9時 00 分～16 時 30 分

一 県営住宅の申込み及び入居における留意事項一

- (1) 他地域であっても複数の県営住宅へ入居申込みはできません。（統一募集等時期の重複にご注意ください）
- (2) 県営住宅では、犬、猫等の動物飼育禁止など、団地生活のための定められたルールがありますので、ご理解の上、入居の申込みをお願いします。
- (3) 駐車場は、原則1世帯1台のスペースです。（駐車場使用料 1,400 円/月）
- (4) 郵送による受付についてはお問い合わせください。
- (5) 入居申込の際に、団地の状況等をご説明するため面談を行っています。
- (6) 団地は入居者の皆さんの自治活動で成り立っていますので、草取り、除雪、共同施設の管理等にご協力をお願いします。

4 入居決定について

先着順に受付、要件が整えば入居決定となります。

受付から入居決定まで、1～2ヶ月を要します。

5 申込時 提出書類

以下の書類を整え、木曽建設事務所整備・建築課までご提出ください。

提 出 書 類			説 明	書類の入手先等
県営住宅入居申込書			・入居希望団地等の必要事項を記入してください。	木曽建設事務所 整備・建築課又は 長野県公式 HP か らダウンロード可
優先入居申込書 (優先入居対象者の方)				
添 付 書 類	必ず提出	住 民 票	・「 <u>現在同居している方全員の住民票の写し(原本)</u> 」 (各項目について個人番号以外 <u>省略がないもの</u>) ※ <u>他の世帯と同居している場合には、その世帯全員の 住民票も必要になります。</u>	各市町村 市(住)民課等
		所得扶養証明書 (最新版)	・15歳以上(中学生は除く)の入居者全員の所得扶養 証明書 (1月～6月の場合は2年前の1月～12月の 所得記載のものが市町村で発行されます) ※ <u>学生・高齢者等、働いてない方(所得のない方)も 所得のないことを確認するため証明書が必要です。</u>	各市町村 税務課等
	該当する場合提出	源泉徴収票(コピー)	・給与所得者(申込年前年の収入を示す直近のもの) 1月～6月に申込の場合	勤務先事業所
		確定申告書(コピー)	・自営業で源泉徴収票が発行されない場合 ※税務署・市町村の受付印のあるもので、申込年前年 の収入を示す直近のもの (1月～6月に申込の場 合)	税務署等の 受付印のあるもの
		転勤証明書	・県外からの転勤者の場合 ・転勤証明又は辞令(事業主の証明)	勤務先事業所

	給与証明書	・申込年に転職、就職、休職、復職された方	勤務先事業所
	退職証明書等 (退職を証明する各書類)	・申込年前年に所得があったが、 <u>現在退職し無職の方</u> く次のうちいずれか一つ ① 退職証明書(原本)または離職票(コピー) ② 雇用保険受給資格証(コピー)	①退職した事業所 ②ハローワーク
	婚約証明書	・婚約中で、入居許可から3カ月以内に結婚予定の方 (証明者の印鑑登録証明書を添付してください。)	両親又は仲人
	障がい者手帳(コピー)	・障がい者の方 級及び有効期間がわかるもの	
	母子世帯証明書	・母子世帯の方	各市町村 市民課等
	生活保護決定通知 (コピー)	・生活保護世帯の方	
	DV 被害者、DV 類似被害者の証明書	・女性相談センター所長、福祉事務所等からの入居依頼文または裁判所の保護命令決定書の写し	女性相談センター、福祉事務所等
	戸籍謄本	・単身入居の方(単身入居申込みにあたり、別途手続きが必要な場合がありますのでご相談ください。) ・寡夫の方	各市町村 市(住)民課等

※申込者の状況の変化により、入居許可の際に新たな書類の提出を求める場合もあります。

※証明等は申込み時点で発行3ヶ月以内のものとしてください。

6 入居について

入居にあたっては、以下の手続きが必要となります。

(1) 入居手続に必要な書類の提出

- ① 県営住宅入居誓約書
- ② 県営住宅入居に係る遵守事項確認書
- ③ 緊急連絡先届出書

※ 緊急連絡先届出書には次のいずれかの者を記載してください。

- ・ 入居する者の親族
- ・ 友人、知人
- ・ その他、緊急時に連絡が取れる者

- ④ 県営住宅管理簿(記載後、団地管理人に提出していただきます)
- ⑤ 県営住宅家賃等口座振替依頼届(記載後、金融機関にて手続きしてください。)
- ⑥ 県営住宅駐車場使用料口座振替依頼届(必要とされる方は記載後、金融機関で手続きしてください。)
- ⑦ 県営住宅駐車場使用許可申請書(必要とされる方)

(2) 敷金の納入(入居時に決定した家賃の3ヶ月分)

敷金は退去時に精算した上でお返しします。納入方法についてはお問い合わせください。

その他、ご不明な点・ご相談がございましたら、下記までご連絡下さい。

【問合せ先】長野県木曽建設事務所整備・建築課

〒397-8550

長野県木曽郡木曽町福島 2757-1 長野県木曽合同庁舎 5 階

電話 (直通)0264-25-2229 (代表)0264-24-2211(内線2246)

FAX 0264-22-4028

E-mail: kisoken-kenchiku@pref.nagano.lg.jp

長野県公式ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/jyuutaku/jyuutaku/index.htm>